

● 食品廃棄物等の利用状況等（平成24年度推計） <概念図>

食用仕向量 (8,464万トン)
粗食料 + 加工用

食品リサイクル法における
減量：222万トン

食品リサイクル法における食品廃棄物等

食品リサイクル法における
再生利用：1,323万トン
うち飼料化向け：958万トン
うち肥料化向け：254万トン
うちエネルギー化等向け：111万トン

食品リサイクル法における
熱回収：46万トン

焼却・埋立等：326万トン

食品由来の廃棄物等
(2,801万トン)

うち可食部分と考えられる量
(642万トン)
いわゆる「食品ロス」

再生利用：55万トン
(肥料化・メタン化等向け)

焼却・埋立：829万トン

食品資源の利用主体

食品関連事業者
・食品製造業
・食品卸売業
・食品小売業
・外食産業

事業系廃棄物
+
有価物
(1,916万トン)

うち可食部分と考えられる量
〔規格外品、返品、
売れ残り、食べ残り〕
(331万トン)

有価物
大豆ミール、ふすま等
(876万トン)

事業系廃棄物
(819万トン)

家庭系廃棄物
(885万トン)

うち可食部分と考えられる量
〔食べ残り、過剰除去、
直接廃棄〕
(312万トン)

廃棄物処理法における食品廃棄物

一般家庭

- 資料：・「平成24年度食料需給表」（農林水産省大臣官房）
・「食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳（平成24年度実績）」（農林水産省統計部）
・「平成26年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業報告書」（農林水産省委託事業）
・事業系廃棄物及び家庭系廃棄物の量は、「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況」（環境省）等を基に環境省廃棄物・リサイクル対策部において推計
・「平成26年度食品循環資源に関する実施状況調査等業務報告書」（環境省請負調査）
- 注：・事業系廃棄物の「食品リサイクル法における再生利用」のうち「エネルギー化等」とは、食品リサイクル法で定めるメタン、エタノール、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品の製造である。
・ラウンドの関係により合計と内訳の計が一致しないことがある。